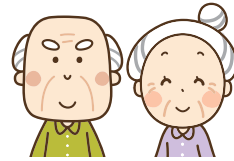


# 五所川原市相談窓口紹介ネットワーク

市では、高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、生活における悩みごとの解消や様々なトラブルの未然防止に向け、地域の見守りに取り組んでいる団体等を通じて消費生活相談窓口をはじめとする各種相談窓口を紹介しています。

**構成団体**（2018年10月1日現在）

五所川原市民生委員児童委員連絡協議会、社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会



「私には詐欺の電話やメールは来ないから、大丈夫」「私はだまされないから、大丈夫」などと油断せずに、今一度、詐欺の手口や不適切な勧誘などの事例を学んで、皆さんの大切な財産を守りましょう。

## 還付金詐欺の手口

市役所職員などを名乗って電話をかけてきて、払いすぎた医療費や税金の還付があるなどと言って、ATM（現金自動預け払い機）に誘導し、言葉巧みにATMを操作させ、預金を送金させる。

## 融資保証金詐欺の手口

実際には融資をしないのに、低金利、即日、無担保で融資するなどの甘い言葉を使い、融資申込者に信用調査料や保証金などの名目で現金を請求する。

## サクラサイト詐欺の手口

出会い系サイト等に雇われたサクラが、芸能人や出会いを求めている異性等を装ってメールを送り付け、親密さを演出してメールのやりとりを続けさせた後に、サクラが「今まで会社の携帯でメールしていたが、急に会社に携帯を返却しなければならなくなった。ブログに招待する。ブログで話そう」などと出会い系サイト等に誘導して会員登録させる。その後、サクラが「相談に乗ってくれた謝礼を払いたい。連絡先を交換しよう」などともちかけ、サイトが「連絡先交換を行うと文字化けする。連絡先交換には会員ランクアップが必要」などと指示し、高額なサイト利用料金を支払わせる。

## 架空請求詐欺の手口

全国的に著名な会社名などを名乗って「未納料金がある。今すぐ連絡しなければ法的手続きをとる」などという内容のメールやハガキ等を送りつけて電話させ、個人情報聞き出した上「コンビニで電子マネーを購入し、その番号を教えろ」「電子ギフト券を購入し、その写真を撮影してメールで送れ」などと指示してくる。その指示に従ってしまうと、相手はすぐに電子マネーや電子ギフト券を使ってしまう。

## その他の詐欺、不適切な勧誘などの事例

- ▷インターネットを利用中、突然、画面に「登録完了」「誤って登録になった人はコチラ」と出たので、連絡したら高額料金を請求された。
- ▷自宅に「電話やネットの料金が安くなる」と勧誘電話がかかってきた。相手が、大手電話会社と関係があるようなことを話したので信用して契約したら、後日、大手電話会社とは全く無関係の会社とわかり、解約したい。
- ▷自宅に、注文した覚えのない商品が届いたがいらぬ。
- ▷自宅に「古着を買い取りたい」と電話がかかってきたので、業者に来てもらったら「貴金属はないのか」と言われた。

**あやしいな？ おかしいな？と感じたら一人で悩まず、すぐ相談！**

**五所川原市消費生活センター 相談専用電話 TEL33-1626**

場所…一ツ谷503番地5 市民学習情報センター内

受付時間…月曜～金曜日 8:30～17:15（祝日および年末年始を除く）



## 法律相談は弁護士会へ

青森県弁護士会所属の地元の弁護士事務所が迅速に受けられます。

受付時間／平日午前9時から午後5時

相談料／30分 5,000円（税別）

※但し法テラスの扶助が利用できる場合無料

相談方法

- ① 悩みがある…
- ② 0172-33-7834へ電話
- ③ 午前中に電話→当日15時～17時相談可能
- ④ ③以外の場合→弁護士を紹介します！

当日相談もできます

お申込・お問合せは：青森県弁護士会 弘前支部まで（TEL.0172-33-7834）

◎広報有料広告

# 五所川原市 相談窓口紹介ネットワーク 連絡先

相談の種類	相談の内容	相談窓口	電話番号・受付時間
消費生活相談	商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談、および多重債務に関する相談	消費者ホットライン	局番なし 188（いやや） 月～金 9:00～17:30 土・日・祝 10:00～16:00 （年末年始を除く）
		五所川原市消費生活センター	TEL33-1626 月～金 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）
	借金（多重債務）などに関する相談	消費者信用生活協同組合	TEL0120-102-143 月～金 第2・4土曜日 9:00～17:00（祝日を除く）
家庭相談	家庭相談全般に関すること	五所川原市家庭福祉課	TEL35-2111（内線2491） 月～金 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）
健康づくり相談	心身の健康に関する一般的な相談	五所川原市健康推進課	TEL35-2111（内線2385） 〈要予約〉月～金 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）
介護相談	高齢者の介護・健康・財産管理・虐待に関する総合的な相談	五所川原市地域包括支援センター	TEL35-2111（内線2462） 月～金 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）
生活一般相談	日常生活のあらゆる心配ごと	五所川原市社会福祉協議会	TEL39-1212 24時間
交通事故相談	交通事故被害者等の損害賠償の算定、請求、示談の方法、更生問題等の相談	交通事故相談所	TEL017-734-9235 月～金 9:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）

## 五所川原市消費生活センターからのお知らせ

～その話、本当に大丈夫？～

### マルチ商法 編

#### 【事例】

友人から「食事に行こう」と誘われた。食事が終わったころ、突然、友人が「ビジネスチャンスがある」「絶対に儲かるビジネス」と言い出した。どうやら、そのビジネスは、業者から1口数十万円の家庭用の治療器のようなものを購入してオーナーになり、その業者が他人に治療器を貸し出すことで、その賃料の一部が支払われるというビジネスのようだ。

また、友人から「このビジネスを他の人に紹介すると、ボーナスがもらえる」と言われた。突然、マルチ商法のような話をされ、戸惑いながらも一度断ったが、しつこい勧誘を受け、断り切れず、銀行から商品代金を下ろして、友人にそのお金を渡した。

#### 【消費生活センターからの助言】

▷事例のようなマルチ商法のビジネスは、特定商取引法の「連鎖販売取引」に該当すると思われます。連鎖販売取引に該当した場合、法定書面を受け取ってから20日以内であればクーリングオフができます。▷友人や親しい人からの紹介や勧誘は断りにくいものですが、断る勇気も必要です。

▷事例のようなケースでは、入会して商品を購入した人が実際に商品の引渡しを受けないこともあり、一般の人が、業者の商品貸し出し事業は本当に実態があるのかなど、業者の事業実態を確認することは困難であることが少なくないと思われます。

また、最近のマルチ商法では、何を購入するのか、何の取引なのかのかわかりにくく、内容を理解しないまま入会しているケースも見受けられます。業者の事業実態を確認できないのであれば、入会や契約をしないようにしましょう。

▷業者が経営破綻するリスクを十分理解しましょう。平成29年度に起きた家庭用磁気治療器の連鎖販売業者（および預託等取引業者）であるジャパンライフ株式会社の破綻は記憶に新しいところです。県内でも大きな被害が発生しました（参考：平成29年12月15日付け消費者庁News Release など）。

▷「絶対に儲かる」などの甘い言葉には注意しましょう。

▷困ったとき、不審に思ったときは、五所川原市消費生活センター（TEL33-1626）にご相談ください。